平成28年第3回五戸町農業委員会総会議事録

良 巳

文 君

君

君

君

会長職務代理者川﨑

番鈴

11番 岩

13番 三

15番 柏

4

8

番 佐々木 克

6 番 上 山 和 男

17番 大 沢 トモ子 君

19番 沢 田 良 一 君

21番 鈴 木 幸 雄 君

23番 森 田 英里子 君

木 勝 利

井 壽美雄 君

浦亮一君

田雅俊君

- 1. 開催日時 平成28年3月23日(水)午後3時から3時57分
- 2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
- 3. 出席委員 (22人)

会 長 三 浦 房 雄 君

中川原 隆 雄 君 3 番

宏 君 5 番 時 田

7 久 保 隆 藏 君 番

9 番 中川原 一義君

12番 鳥谷部 孝 雄 君

14番 豊川 敏雄 君

16番 佐々木 一 榮 君

18番 北 村 勉 君

20番 浦屋敷 節 男 君

22番 鳥谷部 甚一郎 君

4. 欠席委員 (1人)

10番 中 里 光 朋 君

- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 業務報告
 - 第3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可

に係る意見について

議案第15号 五戸町農用地利用集積計画の決定について

荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第16号

議案第17号 平成28年度五戸町農作業標準賃金の設定につい

7

(追加) 議案第18号 職員の任免について

第 4 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理

について

報告第 4号 農地法第52条の規定に基づく情報提供について

農地移動適正化あっせん委員の指名報告について 報告第 5号

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 齊 藤 武 美 君

事務局次長・総務班長事務取扱 赤 坂 真 弓 君

主 幹主 幹

三 上 保 彦 君 早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

事務局(齊藤) ただ今から平成28年第3回総会を開会いたします。 はじめに、会長より御挨拶をお願い致します。

会 長(三浦房) 本日は、大変お忙しいところ御参集下さいまして厚くお礼申 し上げます。本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますと おり、議案第13号から議案第18号までの6件及び報告第3号か ら第5号までの3件です。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局(齊藤) 本日は、

10番 中里光朋 委員

から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は23名中22名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。

それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議長(三浦房) これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員及び会 議書記の指名を行ないます。

> 五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名 委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありません か。

> > (なしの声)

それでは、6番 上 山 和 男 委員 19番 沢 田 良 一 委員

にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務 班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。 議 長(三浦房) それでは、日程第2業務報告について、事務局より業務報告 の朗読と説明をお願いします。

事務局(赤坂) 「業務報告の朗読及び説明」

会長(三浦房) 補足説明させていただきます。25日から26日の第41回 青森県農業経営者研修集会について出席してきました。青森県の認 定農業者の方が一同に集い、経営業務の研修と先生方を入れての研 修でした。五戸町認定農業者の稲作は鳥谷部正光さんと野菜は中村 良範さんと佐々木寿一郎さんの4名が出席し、3人の方々と話合い しましたけれども、これから農業委員と認定農業者との話し合いを 前は持った時間がありましたので、今後、なんかの機会で農業委員 に声が掛けるかもしれませんので、ご協力をお願いします。資料等 は沢山いただいておりますので、局長のところに置きますので後で 見てください。

これにはないですけど、3月18日第83回青森県農業会議通常総会が開催され、これは例年の総会ですけれども、今回は農業会議の法律と農業委員会の法律が殆んど変わりましたことと、平成28年度の事業計画予算についてでありましたので、これも、後で事務局に置きますので見てください。以上です。

- 職務代理(川崎良) 2月24日の農業委員会会長職務代理者及び部会長等研修会に出席いたしました。まず、農業委員会にお願いとして、中間管理機構に協力していただきたいということと、肝心の資料が昨年度の資料でしたので、後で送られてくるそうです。以上です。
- 議 長(三浦房) ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

- 議長(三浦房) よろしいですか。以上で日程第2の業務報告を終わります。
- 議 長(三浦房) ここで農地調査会、今月担当調査委員は
 - 13番 三 浦 亮 一 調査委員

21番 鈴 木 幸 雄 調査委員です。

調査委員席に着席してください。

議 長(三浦房) それでは、日程第3の議案第13号「農地法第3条の規定に よる許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局(早狩) それでは、議案書の1ページ議案第13号をご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案7件です。1番から4番は 売買による所有権移転に関する件、5番から7番は贈与による所有 権移転に関する件であります。

1番から7番までは、別添調査書にありますとおり、農地法第3条 第2項各号には該当しない為、許可要件のすべてを満たすと考えま す。

ともに、経営規模拡大及び農業経営の安定を図るものであり機械、 労働力、技術、地域との関係などをみても問題はなく、農業委員会が 定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たし ていると考えます。

- 議 長(三浦房) ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して鈴木幸雄 調査委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたしま す。
- 鈴木幸雄調査委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いた します。

総会提出議案書の1ページ議案第13号と参考資料の1ページを ご覧ください。

3月11日に、三浦会長と三浦亮一委員及び事務局職員3名と現 地調査を行いました。 1番の農地は、譲渡人と譲受人は親戚にあたり、譲渡人は以前まで農地を貸していたが、返されたことと、また、譲渡人の後継者が勤めていて農地を管理することが無理なため売渡すものであります。なお、譲受人はこの農地を買い受けて、長芋を作付し規模拡大を図って行くそうです。

2番の農地は、譲渡人と譲受人は親戚にあたり、譲渡人は階上町に 在住しており、遠いため管理できないことから、今まで本家に貸し て管理してもらっていましたが、本家も耕作できなくなったため、 売買するものでございます。これを受けて譲受人はにんにくを作付 しながら規模拡大を図って行くそうです。

3番の農地は、譲渡人と譲受人は親戚にあたり、譲渡人は八戸市 新井田に在住していて、管理することが困難であるため、今まで譲 受人の父親から無料で管理してもらっていたこともあり、譲受人に 売買するものであります。また、譲受人は勤めながらも規模拡大を 図り農地を管理して行くそうです。

4番の農地は、譲受人は譲渡人の小作者であり、二人で協議した うえ、この農地を買受するものであります。さらに、譲受人は今後、 規模拡大を図りながら農業経営をして行くそうです。

5番の農地は、譲渡人と譲受人は親子であり、譲渡人は高齢であり、息子に一括贈与するものであります。また、譲受人もこれを受け、今までどおり農業経営をして行くそうです。

6番の農地は、5番と同じく、譲渡人は母親であり、さらに高齢であることから息子に贈与するものであります。また、譲受人もこれを受け、今までどおり、農業経営をして行くそうです。

7番の農地は、譲渡人は三沢市に在住しており、耕作するには困難であり、また、子供たちも農業はやらないと言うことです。 さらに、譲渡人と譲受人は親戚にあたり、今まで譲受人に貸していたこともあり、譲受人に贈与するものであります。これを受け譲受人は規模拡大を図りながら農業経営をして行くそうです。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議長(三浦房) これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

12番(鳥谷部孝) 4番は、登記簿が山林で、現況地目が畑ということは、開 墾かなんかしたのですか。

- 事務局(早狩) 周りを見ると開墾していました。一画だけ全部開墾しています。
- 12番(鳥谷部孝) ここの部分だけ売買したのですか。また、周りの山林もですか。
- 事務局(早狩) そこの畑になっている所だけです。
- 会 長(三浦房) 畑作園芸試験場前です。何年か前に火事になったところです。開墾して三浦利美さんが借りて耕作していました。今回、売買として上がってきました。中川原隆雄委員の山林があり木を付けましたが、三浦利美さんは借りて開墾し引き続き畑として耕作していたそうです。
- 議長(三浦房) 3番の中川原隆雄委員が詳しいので、ご説明願います。
- 3番(中川原隆) 5年くらい前から三浦利美さんが抜根して畑として利用していました。約200メートルの畝を作り、ながいもを作付しておりました。また、大規模にやっていましたから。以上です。
- 議長(三浦房) ありがとうございました。その他質疑ありませんか。

議長(三浦房) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第13号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙 手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議 長(三浦房) ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第13号は 原案のとおり決定いたしました。
- 議長(三浦房) 次に、日程第3の議案第14号「農地法第5条第1項の規 定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題に供します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局(赤坂) それでは、議案書の4ページ議案第14号をご覧ください。 今月の農地法第5条許可申請は1議案2件です。

1番ですけれども農地の所在は字沢向13-4、畑、面積は993平方メートル、転用目的は宅地分譲となっております。2番ですけれども大字上市川字高田9-7、田、面積は248平方メートル、転用目的は一般個人住宅となっております。

1番の農地の区分は、都市計画用途地域で転用基準第3種農地(都市計画第1種住居地域)と判断します。

2番の農地の区分は、農用地区域外で、転用基準第1種農地(不 許可の例外集落接続)と判断します。以上です。

- 議 長(三浦房) ただ今の事務局の説明に関連して、三浦亮一調査委員から 現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 三浦亮一調査委員 それでは、農地法第5条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の4ページ議案第14号と参考資料の23ページ をご覧ください。

3月11日に、三浦会長、鈴木幸雄委員及び事務局職員3名と現 地調査を行いました。

1番の申請は、譲受人は不動産業を営んでいるが市街地内に宅地 分譲地が少なく需要が見込まれる為、当該地を宅地分譲し販売を計 画するものであります。また、宅地分譲販売後の家庭排水は、下水 道により処理するものであります。さらに、公衆衛生及び農業生産 に支障のないよう処理するそうです。

周囲は、北、東、南側は住宅で、西側は住宅を含む採畑用の農地であります。周りに影響が無いことを確認しております。

2番の申請は、譲受人と譲渡人は親子で、譲受人は今現在借家住まいをしており、これを解消し、自己住宅を建設するために、使用貸借するものであります。また、汚水、排水は合併浄化槽及び浸透桝で処理します。さらに、周囲の宅地並びに農地には被害を及ぼさないよう十分注意するそうです。

周囲は、北側は用水路、東側は宅地、南側は県道、西側は宅地であり、周りに影響が無いことを確認しております。

以上で調査の結果の説明を終わります。

- 議 長(三浦房) ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。 (なしの声)
- 議 長(三浦房) よろしいですか。それでは採決いたします。議案第14号 について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いしま す。

(全員挙手)

議 長(三浦房) 全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり許可相当 として県知事に意見を送付いたします。 また、農地調査委員の方々ご説明ありがとうございました。指定席

にお戻りください。

議長(三浦房) ここで、議題に入る前に暫時休憩いたします。

「休憩」

- 議長(三浦房) ただ今から休憩前に引き続き会議を開きます。
- 議 長(三浦房) 次に日程第3の議案第15号、農業経営基盤強化促進法第 18条第1項の規定による「五戸町農用地利用集積計画の決定につ いて」を、議題に供します。
- 議 長(三浦房) 議案第15号について、事務局より議案の朗読と説明をお 願いします。
- 事務局(三上) 議案書の5ページ議案第15号をご覧ください。

五戸町長より五農林第477号平成28年2月29日付けで、農用 地利用集積計画の決定を求められています。1議案54件です。面 積は404.425平方メートルです。

計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤促進 法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

1番から2-3番までは再設定となっております。3番から13番までは新規の設定となっております。

また、泉農場の件数 28件、面積は 217.214 平方メートルとなっております。田んぼは 210.652 平方メートル、畑は 6.562 平方メートルとなっております。なお、今回、新規となっておりますけど、平成 26 年 12 月にすでに切れておりまして、再申請されていなかったので、新たに申請ということで新規となっております。提出した申請書の中に営農計画書が入っていますけども、その中に休耕田については、伐採、抜根、耕起の作業を行う明記されていることを報告いたします。後は 2-1 番からは中間管理機構の借り入れで 12 件でございます。面積は 58.747 平方メートルとなっております。また、訂正があります。使用貸借が賃貸借となります。12-11、12-12となります。そして、55 番は 13 番に訂正です。13 番ついては、支援センターの方で、花づな農場に 5 年間の賃貸借となっております。以上です。

- 議 長(三浦房) 次に、議案第15号番号3につきまして、森田英里子委員 の事例が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から 決定まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席してい ただきます。
- 事務局(三上) 議案書の6ページ大字倉石中市字上平25-4-aから大字倉石又重字前田内沢166-①まで畑、面積は合わせて24.938平方メートル、賃貸借となっております。賃借料は10a当り●●●●
 ●円期間は5年です。以上です。
- 議 長(三浦房) 説明が終わりました。番号3について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長(三浦房) よろしいですか。それでは、採決いたします。 番号3について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙 手をお願いします。

(全員举手)

- 議 長(三浦房) 全員賛成ですので、番号3は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長(三浦房) ここで、森田英里子委員を入室させてください。
- 議 長(三浦房) 次に、議案第15号番号11-12につきまして、佐々木 克文委員の事例が含まれておりますので、農業委員会等に関する法 律第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議 開始から決定まで退席をお願いします。関係議案終了後入室・着席 していただきます。
- 事務局 (三上) 議案書の15ページ大字切谷内字蟹沢1-1、田を含む計4 筆、面積は合わせて11.233平方メートル、賃貸借で期間は5年、10a 当り \oplus ●●●●●円となっております。
- 議 長(三浦房) 説明が終わりました。 番号11-12について、これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。

議 長(三浦房) よろしいですか。

それでは、採決いたします。

番号11-12について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

- 議 長 (三浦房) 全員賛成ですので、番号11-12は原案のとおり決定いたしました。
- 議長(三浦房) ここで、佐々木克文委員を入室させてください。
- 議長(三浦房) ここで全議案の説明が終わりました。議案第15号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

- 22番(鳥谷部甚) 確認ですけど、この料金が付いていない理由はなんです か。無料ですか。
- 事務局(三上) はい。使用貸借は全部無料です。
- 12番(鳥谷部孝) 無料ということで、水利費はどうですか。
- 事務局(三上) 水利費で支払いするときは賃貸借となります。
- 12番(鳥谷部孝) 使用貸借は料金が発生しないのか。
- 事務局(三上) 使用貸借は料金がかかりません。
- 12番(鳥谷部孝) はい、分かりました。
- 3番(中川原隆) 泉農場は1年くらい間隔があいたということで、継続されたことについて、なぜ、1年間再契約しなかったのか、事情が分かったらお知れせ願いたい。
- 事務局(三上) 昨年の夏、秋、そして冬には文書で勧告したにもかかわらず 提出されていなかったという事です。指導は何回もしましたが、1 年間申請されず、ただ、忙しくて申請出来なかったという理由であ りました。
- 4番(佐々木克) 私も再三、2回から3回となく行きました。それで事務局からも聞いても、まだ、申請されていないということです。それでも、言って指導しましたが忙しいということで、だんだんに新規でやるからということでした。これだと、法人としてだめではないのかと何回も指導しました。担当者がぱっとしない方でどうにもならなかったです。事務局も何回も来て勧告しましたが残念ながら、いま、ようやく申請されました。
- 3番(中川原隆) いま、事情は佐々木委員からも説明ありましたが、再設定 するにも、期間が開かないように指導するのも農業委員会の仕事で もあり、賃借料も支払しているようですので、何も問題ないのです が、今後、再設定するには農業者に指導をお願いします。

- 会 長(三浦房) お金は貰っているのですか。
- 4番(佐々木克) お金は全部貰ってあります。
- 事務局(局長) 再三に指導しましたが、改めて継続して設定するように、 徹底した指導をして行きますので、今後、このような事のないよう にして行きます。
- 会 長(三浦房) 私も行って指導します。また、中川原委員も言ったように 地権者に間違いなくお金を支払いしているそうですので幸いでし た。今後、また、このような事のないようにします。
- 議 長(三浦房) その他ありませんか。

議 長(三浦房) よろしいですか。 それでは、採決いたします。 議案第15号について 原案のとおりる

議案第15号について、原案のとおり決定する事に賛成の 方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

- 議 長(三浦房) 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり決定いた しました。
- 議 長(三浦房) 次に、日程第3の議案第16号「荒廃農地調査に伴う農地・ 非農地の判断について」を議題に供します。
- 議 長(三浦房) 議案第16号について、事務局より議案の朗読と説明をお 願いします。
- 事務局(赤坂) 議案書の27ページ議案第16号をご覧ください。 荒廃農地調査に伴う、農地非農地の判断についてであります。 1番の農地は、大字切谷内字外ノ沢1-4、畑、747平方メー

トル、2番の農地は、字下長下タ153-11、畑、574平方メートル、以上です。

議長(三浦房) 議案第16号これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長(三浦房) よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙 手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議 長(三浦房) ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第16号 は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長(三浦房) 次に、日程第3議案第17号「平成28年度五戸町農作業標準賃金の設定について」を、議題に供します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局(赤坂) 議案書の28ページ議案第17号をご覧ください。

平成28年度五戸町農作業標準賃金の設定についてでございます。29ページを御覧ください。3月3日に五戸町と新郷村で標準賃金の打合せ会議を行いました。このような結果となっております。昨年度と変わったところは、それぞれ8時間のところが、5,500円から5,600円に変わりました。最低賃金が平成27年10月18日から695円と昨年より16円引き上げになりました。1日にしますと5,560円となります。今回の引き上げを見込み5,600円としております。賃金につきましてはご覧のとおりです。以上です。

- 議 長(三浦房)ありがとうございました。これより質疑にはいります。質疑 ありませんか。
- 4番(佐々木克) 摘要欄のところで、標準賃金は、20歳以上70歳までと あるが、使う方、使われる方も同じですか。

- 事務局(赤坂) それは、双方の話し合いで決めることになります。
- 17番(大沢ト) 私は70歳以上を使用していますが、これより安くていい のですか。
- 事務局(赤坂) これは標準賃金となっておりますので、必ずこの賃金にしてくださいという意味ではありません。両者で話合いとかしてもらえば良いと思います。ほかのところではシルバー人材に頼むところもあります。
- 22番(鳥谷部甚) ちなみに高校生とかをアルバイトに使用するには最低賃 金で支払いしているのか。
- 事務局(赤坂) 一応、最低賃金が決まっているので、それ以下にならないようにという事です。
- 14番(豊川敏) 遠い方から頼むのに交通費を支払しなければならないので すか。
- 事務局(赤坂) 交通費の関係も話合いで決めてください。
- 議 長(三浦房) その他質疑ありませんか。

議 長 (三浦房) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第17 号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いしま す。

(全員挙手)

- 議長(三浦房) 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。
- 議長(三浦房) 次に、日程第4の報告第3号「農地法第18条第6項の規 定による通知書の受理について」を報告します。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局(早狩) ご説明いたします。議案書の30ページ報告第3号をご覧ください。報告第3号は3件ございます。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

1番目の農地は使用貸借が切れていたので、いま気がついて合意解約するものであります。2番と3番は賃借人の佐々木秀雄さんがもう耕作出来ないということで、申出がありましたので合意解約にいたっております。また、次に借りる方が決まっているという話でありましたので受理しました。以上です。

議 長(三浦房) ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願 いいたします。

(なしの声)

- 議 長(三浦房) よろしいですか。特に発言がないようですので以上で報告 第3号を終わります。
- 議 長(三浦房) 次に、日程第4の報告第4号「農地法第52条の規定に基づく情報提供について」を報告します。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

- 事務局(赤坂) それでは、議案書の31ページ報告第4号をご覧ください。 農地法第52条の規定に基づく情報提供について、32ページをご覧 ください。これは、平成27年1月から平成27年12月までに締結 された賃貸借における賃借料水準は以下のとおりとなっております。 水田につきましては、平均額7,500円、最高10,500円、最 低2,800円で基盤整備されたところです。2番の水田は平均10, 000円、最高10,000円、最低10,000円となっております。 普通畑は平均12,600円、最高20,300円、最低4,200円 となっております。以上です。
- 議 長 (三浦房) ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお 願いいたします。

(全員挙手)

- 議 長(三浦房) よろしいですか。特に発言がないようですので以上で報告 第4号を終わります。
- 議 長(三浦房) 次に、日程第4の報告第5号「農地移動適正化あっせん委員の指名報告について」を事務局より説明をおお願いします。
- 事務局(三上) ご説明いたします。議案書の33ページ報告第5号をご覧く ださい。

「農地移動適正化あっせん委員の指名報告について」は、五戸町 農地移動適正化あっせんの申し出があってので、同基準8の(7)及 び同基準細則7の規定によりあっせん委員2名を指名してあっせん に付しましたのでご報告いたします。

議 長(三浦房) ただ今の報告第5号について、発言のある方は挙手をお願 いします。

(なしの声)

- 議 長(三浦房) よろしいですか。特に発言がないようですので以上で報告 第5号を終わります。
- 議長(三浦房) ここで、追加議案があります。次に日程第3の議案第18 号「職員の任免について」を議題に供します。
- 議長(三浦房) 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局(赤坂) ご説明いたします。議案第18号をご覧ください。 職員の任免についてでございます。五戸町農業委員会職員を次の ように任免させる。1出向、五戸町長部局へ出向させる。三上保彦

2任命、五戸町農業委員会職員に任命する。黒沢満尋 以上です。

議 長(三浦房) ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑 ございませんか。

(なしの声)

議 長(三浦房) よろしいですか。それでは採決いたします。議案第18号 について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いしま す。

(全員賛成)

- 議 長(三浦房) ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第18 号は原案のとおり決定いたしました。
- 議 長(三浦房) 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了 いたしました。

以上をもちまして、五戸町農業委員会第3回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成28年3月23日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員